

ハラスメントの概念を問い合わせ
——嫌がらせと人権侵害という観点から——
(下) ³³

On the Concept of the Harassment
—From the point of view of Displeasing and Human Rights Violations—
II

岸貴介
Takayuki KISHI

Abstract

(This paper will question the concept of harassment in principle. To this purpose, first the paper will confirm some of the definitions of harassment, and then examine the concept of harassment from the point of view of displeasing and human rights violations. (Chap. I-IV))

The result shows that the concept of harassment itself is incoherent. Because of this incoherence, issues of harassment are difficult to resolve smoothly. Finally, the paper will make recommendations respecting the attitude towards harassment. (Chap. V-VI)

・キーワード：ハラスメント、嫌がらせ、人権侵害

V. ハラスメントへの態度——概念の性質に基づいて——

(1) ハラスメントの概念のちぐはぐさ

本稿（上・下）では、ハラスメントの概念を原理原則に於いて問い合わせることを課題とした（I）。これを果たす為、本稿（上）ではまず、ハラスメントの幾つかの定義を確認し（II）、これを受け、ハラスメントを嫌がらせ（III）と人権侵害（IV）の二つの観点から検討した。

この作業の結果、本稿（下）に於いて注目したいのは、ハラスメントの概念自体が次の通り、スムーズな解決に至り難い「ちぐはくなもの」（I）だということである。そして、このちぐはぐさは、概念自体の性質に由来する以上、全てのハラスメントに該当するということである（尤も、ハラスメントというものが嫌がらせと人権侵害の両側面を伴う限りに於いてではあるが）。

ハラスメントを嫌がらせと見做す限り、行為者は言い逃れが出来てしまう。勿論、物分かりのよい行為者であれば別だが、そうでない場合には、被行為者には所謂泣き寝入りの

³³ V・VIを範囲とする本稿（下）は、次に掲げる本稿（上）——I～IVを範囲とする——の続きである為、その議論を前提としており、章番号（I、II、III…VI）・註番号（¹、²、³…⁴¹）もまた連続させたが、一方で参考文献表は其々で分けて記載し、またAbstractについては、本稿（下）のものに先立ち、本稿（上）のものも、その末尾に「(Chap. I-IV)」と添えて全体を丸括弧で括った上で、参考までに記載した：「ハラスメントの概念を問い合わせ——嫌がらせと人権侵害という観点から——（上）」。

可能性が残る。両者の間に権力関係が存在する場合に於いては、この傾向は尚更である。それ故、物分かりのよくない行為者に被行為者が対抗する為には、ハラスメントを人権侵害と見做すことが有効となる。しかし、ハラスメントを人権侵害と見做す限り——勿論、物分かりのよい被行為者であれば別だが、そうでない場合には——今度は逆に、行為者の弁解が頑として通らない可能性が残る。被行為者が嫌だと感じさえすれば、行為者の意図とは関係無くハラスメントが成立しかねないからである。しかも、そればかりか、本当は嫌だと感じてさえいない悪意ある被行為者によって所謂濡れ衣を行為者が着せられてしまうことすらあり得てしまうのである。

勿論、実際はそれほど単純ではない。既に本稿（上）のIIで見た通り、「必要な範囲を超えて」(b) や「不適切な」(c) という限定があるからである。また、意図の有無が必ずしも度外視されていない公的見解もある³⁴からである。だが、それでも、「行為者にとっては何気無い行為であったとしても、こちらの人格は現に深く傷付いたのだから、それは結果的には、配慮の足らない不適切なものだったと言わざるを得ないのではないか」と被行為者が訴えたならばどうか（「上司の視線にセクハラを感じ取った部下」といった例を考えれば分り易い）。このような訴えは、ハラスメント問題に敏感になりつつある我が国の言わば空気としては、やはり無視することは出来ないのでしょうか。

こうした空気の行き着く先は本稿（上）のIV（3）で見た通りである。行為者には泣き寝入りの可能性が残る。被行為者との権力関係に於いて優越していたとしても、である。のみならず、その権力関係は逆転しさえする。故に、物分かりのよくない被行為者に行為者が対抗する為には、ハラスメントを訴えるという被行為者の行為それ自体をハラスメントとして訴えることが有効となる。結果、人権対人権という闘争の図式が生まれる。³⁵

このように、ハラスメントの概念が嫌がらせと人権侵害との言わばアマルガムであるとするならば、それは二重基準を最初から内包しており、トラブルへと自ずと導いて行く性質のものとなっている。自分としては嫌がらせをしていないのに相手（被行為者）から人権侵害を訴えられる行為者の悲哀や、自分に言わせれば人権侵害なのに相手（行為者）からは「嫌がらせはしていない」と開き直られる被行為者の悲哀は、このことを示している。残念ながら、ハラスメントというものは——仮令原因（という前稿³⁶の主題）については描いたとしても——概念（という本稿（上・下）の主題）の点で既に、人間社会に於いて自ずと発生して行く傾向性を具えているものなのである。

（2）「的確な対処」の為に——前稿の泣き所に対して——

これに加えて、前稿で取り上げた道徳性の性質のことも考慮に入れるならば、前稿のIV以降で確認した通り、ハラスメントは——少なくともマクロ的視点で見る限りは——災害と同様に発生が不可避のものだとやはり事実上考えられる。ただ、逆説的ではあるが、そ

³⁴ III (2) でも触れた人事院の立場がこれに当たる。

「具体的な処分量定の決定に当たっては、[…] ②故意又は過失の度合いはどの程度であったか
[…] 等のほか、適宜、[…] 非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとす
る。」（人事院：「懲戒処分の指針」（cf.前稿の註16））

³⁵ 人権の概念と闘争の原理の結び付きについては八木秀次氏が指摘している（『反「人権」宣言』第一部）が、今の場合、双方が正しさを主張する以上、闘争となるのは尚更避けられないのかも知れない。

³⁶ 岸貴介：「ハラスメントの原因を問いかず——原因の主体と人間の道徳性という観点から——」。

うであるが故に「我々は、日々の活動が恙無く出来る見込みさえあれば、発生が不可避であるハラスメントとも共存出来る」(前稿V)のであった。そして前稿ではこう続けた。「詰り、ハラスメントに対して重要なのは、[…] 恙無い活動への復旧の為の、発生後の的確な対処なのである（勿論、その対処自体が絵に描いた餅に終る可能性を孕んでいることも認めざるを得ないのであるが）」。

実のところ、「絵に描いた餅に終る可能性を孕んでいる」以上、「日々の活動が恙無く出来る見込み」は必ずしも無い。これは前稿の結末にとっての泣き所である。ただ、他方では、「的確な対処」の「絵」の完成度を高めることは出来る。その具体的詳細をここで詰める積りは無いが、ここまで本稿（上・下）の議論を基に、以下若干の点は述べたい。

先程、ハラスメントをアマルガムに擬えて、それは抑々二重基準を内包するが故にトラブルへと導くものであることを指摘した。だが、実は、アマルガムであることは必ずしも悪いことではない。使い方次第では、悲哀の救済という、発生後の対処への道を開くものにもまたなり得る³⁷からである。丁度、行為者からの嫌がらせに苦しむ被行為者を人権侵害という考え方で救済するように、二つの基準を補完させ合うことによって、である。もしもハラスメントが嫌がらせか人権侵害かの何れかでしかないとするならば、基準が一つで分り易い代償として、被行為者の悲哀か行為者の悲哀かを生み出す傾きしかなってしまう。故に、ハラスメントを嫌がらせとしてのみ解することと同様、人権侵害としてのみ解することもまた不充分であると筆者は考える。

とは言え、では被行為者からの人権侵害の訴えに苦しむ行為者を嫌がらせという考え方で救済する状況になっているかと言えば、少なくとも我が国の場合、先述の通り、空気としては弱いように思われる（但し、これも先に見た通り、少なくとも件の人事院の文書（註34）には一応の限定が付けられており、確かに目配りは為されているのだが）。こうした状況に対し、筆者は、少なくとも、被行為者からの人権侵害の訴えに苦しむ行為者を救済する手段もまた人権侵害という考え方である、という本稿（上）のIV（3）で触れた方向を打ち出そうとは思わない。その場合に生まれる人権対人権という闘争の図式——そして「抑々の誤解の上に成り立つ」（註32）図式——が最善の策だとは思えないからである。

ハラスメント問題発生後の対処に於いて救済がまず考えられるべきものは何か。被行為者の悲哀である。だが、行為者に悪意が認められる場合は別として、そうでない限りは、行為者の悲哀という副作用を徒に生むことは避けたい。すると、人権対人権という図式は寧ろ次善（或いはそれ以下）の策とする方が無難である。寧ろ、ハラスメント問題の解決は、被行為者にも行為者にも悲哀を生まない状態に移行することであり、それこそがハラスメント問題への対処の目的だろう。それに寄与しない対処は「的確な対処」ではない。従って、本当に重要なのは人権に人権を対置することではない。二つの基準を（対置でも牽制でもなく寧ろ）補完させ合いながら、のみならず、それ以外の手も駆使しながら、解決を模索することである。

「それ以外の手も」ということで言えば、例えば、配置転換など環境を変えることで解決に至る道もあるだろう（cf.前稿III（4））。故にやはり、正しさの白黒をつける必要も必ず

³⁷ これは、「実習では当事者は確かに「危険の中に敢えて入って行かねばならない」（〔前稿〕II）が、そこには実りある人間関係の芽が眠っているのである」（前稿V）というのと同じ発想である。

しも無い。また、「解決を模索する」ということで言えば、当事者や関係者が既に充分に納得している場合は別として、もしもそうでないならば、悲哀を避ける為には模索はやはり必要なステップだろう。(これに付言すると、従って、本稿(上)のIV(2)の最後で述べた、被行為者に認められてよいのはどの程度かという問題についてもまた、予めはっきりとは決まらないのが寧ろ健全なのだと筆者は考える。重要なのはその点について模索することだからである。)

(3) ちゃんと模索出来る為に

では、トラブル発生後の実際の場面でちゃんと模索が出来る為にはどうすればよいのか。勿論、絶対に必要なステップであるとまで言う積りは無いが、しかし、望ましいあり方を求めるのであれば、可能な場合には、当事者双方の見解が何らかの形で(仮令関係者を挟んだ間接的な仕方のものであれ)相互に確認されるに越したことは無い。それは一種の(或いは広い意味での)対話である。では、その対話が可能であるとして、それがちゃんと為される為にはどうすればよいのか。本稿(上・下)での議論にも基づき、次のことを強調したい。

即ち、対話に於いては、相手を説得することではなく寧ろ相手が納得することをまずは目指すということである。何故ならば、前者が意味するのは、自分が正しくて相手が間違っていることを(これと同様のものとしては、相手よりも自分の方が適切・妥当であることを)相手に認めさせることであり、それは人権対人権と同様の図式を徒に持ち込むことになるからであり、そのような説得に基づいての「納得」は感情のしこりを(そして更には「念」(前稿V)を)徒に招き易いからであり、一方、後者が意味するのは、どうしてこのような事態に—或いはこのような認識に—至ったのかという自分なりの止むを得ない事情を相手に分かって貰うことであり³⁸、それは闘争の図式をまずは避けることになり、感情のしこりもそれだけ招き難いからである。(従って同様に、どうしてこのような事態や認識に至ったのかという相手なりの止むを得ない事情を分かろうとすることも我々には求められるということであろう。)

勿論、その止むを得なさについては頭で理解出来たとしても、それでも感情では納得出来ないということはあり得る。前稿で確認した通り、「ついついそう思って(感じて)しまうものは仕方が無いというところがある」(前稿IV)からである。この、感情の受動性は、最後まで付いて回る厄介な問題である。³⁹だが、それでも、まずは説得よりも納得を目指

³⁸ 止むを得なさを理解することが納得することと結び付いているというこの箇所の主旨は、次の拙稿の主旨と立場を共にする(本稿(上・下)はその具体例と言えるのかも知れない) : 「肯定についての試論」。

³⁹ 止むを得なさを理解しても感情での納得は必ずしも保証されないというこの点に、共感や同情というものが対話に於いて持つ特有の力が示されている。即ち、もしも相手から共感や同情が得られるならば、感情での納得も相手からそれだけ得られ易いと言える。

但し、注意せねばならない。もしもこちらが、相手の感情に働き掛けて共感や同情を得られるよう努めるならば、それは、相手の共感や同情が結果として得られたこちらの感情の自然な発露では最早なく、寧ろ、相手の共感や同情を呼び出そうとする恣意的な誘導である。それ故、その小賢しさや嫌らしさを機敏に察知されて—更には、仮令こちらにその意図は無かったとしても、それにも拘らずその可能性を深読みされて—相手の感情を寧ろ逆撫である可能性もある。従って、納得して貰う為の努力として見認めるのは、相手の感情に訴えることではない。

す方がより望ましいという点は動かないだろう。もしもこの点が等閑にされたならば、事態は人権対人権という図式にそれだけ近付いて行くであろうし、また、そこまで到達はせずとも、感情の縛れから事態は拗れてしまいかねない。故にやはり、ちゃんと模索出来る為にはちゃんとした対話を経るに越したことは無い。

(4) 我々が見込めるものについて

だが、再度確認すると、だからと言って模索が実を結ぶとは限らない。泣き所は残ったままである。よって、再度前稿Vの言葉で言えば、「日々の活動が恙無く出来る見込み」も必ずしも無い。故に、「我々は、日々の活動が恙無く出来る見込みさえあれば、発生が不可避であるハラスメントとも共存出来る」という言い方は不充分なのである。何故ならば、我々は、日々の活動が恙無く出来る見込みが仮令無かったとしても、発生が不可避であるハラスメントとはそれでも共存せざるを得ないからである。

では、ハラスメントとの共存の中で我々が恃めると——期待するものではなく——見込めるものは何か。少なくとも、相手からの共感や同情ではない。確かに、それらが（期待通りに、或いは望外に）得られることも往々にしてあるが、しかし、我々には相手の感情に働き掛けてその誘導に成功することは必ずしも見込めないからである（註39）。また、相手が納得することでもない。仮令自分なりの止むを得ない事情を相手に分かって貰うことを目指したとしても、相手がそれで納得するとは限らないからである。それは、（頭では理解出来るが）感情では納得出来ないということだけではない。抑々頭でも理解出来ないということも含んでいる。何故ならば、人間に自由の能力を認める限り、人間の行動に対しては、所謂不可抗力が存在しない限りは何時でも別様に行動出来た筈であると判断することが可能である為に、「自分なりの止むを得ない事情」は相手から見れば概して「止むを得ない事情」ではない⁴⁰からである。

従って、やはり、物分かりのよい相手でない限り、相手に見込めるものは無いと言つても過言ではないように思われる。では、自分に見込めるものはあるのだろうか。前稿IVでも確認した通り、我々の判断力も感情も意志も、どれも必ずしも見込めない。我々人間は、必ずしも適切な判断が出来ず、感情を操作出来ず、強い意志を持てないからである。

しかしながら、それにも拘らず、前稿及び本稿（上）を含めてここまで議論を経た我々であれば、自分に見込めるものはある。それは、人間の道徳性の不完全さのカラクリを事実として理解すること（前稿）であり、概念のちぐはぐさのカラクリを事実として理解すること（本稿（上・下））である。更に言えば、今確認した通り、様々なものが——殆どのものが？——見込めないことのカラクリを事実として理解することである。言い換えれば、誰が悪いとか正しいということとは別の話として、自分がハラスメント問題に見舞われ、悩まされ、悲哀を被ることがどうしてもあり得ざるを得ないのだというそのカラクリを事実として理解することであり、それは我々に、何故ハラスメントと共に存せざるを得ないのかを理解させるのである。そうして、感情の問題が最後まで付いて回る為にこれ以上のこ

⁴⁰ 哲学史を参照すると、例えば、カントによる所謂第三アンチノミー（Dritte Antinomie）の解決（言わば、自由と因果必然性とが両立するという議論）がこの問題と密接に関係している（cf.『純粹理性批判（Der Kritik der reinen Vernunft）』A532ff./B560ff.（慣例に従い、第一般（1781）をA、第二版（1787）をBとし、これに頁数を添えて表記））。

とは実際のところ必ずしも見込めないのであるが、しかしこの理解は更に、我々がハラスメントと共に存せざるを得ないことを納得し、ハラスメントとの共存を覚悟し、ハラスメントを達観するという姿勢を準備するものでもあるのである。

VI. おわりに——人間社会とハラスメント——

このように、ハラスメントとの共存の中で我々が恃めると見込めるものは、我々が見た限りで言えば、「そのカラクリを事実として理解すること」というただ一つのことには過ぎない。⁴¹にも拘らずそれは、納得や覚悟や達観といった仕方での問題解決の可能性を内に孕んでおり、その意味で価値がある。しかしながら、その実現の為には感情の問題が克服されねばならない。それ故、件の泣き所もまた、残念ながら最後まで残ったままである。

勿論、人間が誰とも関係を持たずに一人で生きるのであれば、ハラスメントの問題は根本的に解決する (cf.前稿Ⅱ)。だが、それは我々には事実上不可能である。それ故、ハラスメントの問題は人間社会に生きざるを得ない我々と不可分である。

但し、人間社会とハラスメントとの関係は一つではない。被行為者が人権侵害を言い立てない限り（即ち、嫌を表明している段階にある限り）ハラスメントが解決しない社会は歪だが、被行為者が人権侵害を言い立てさえすればハラスメントが解決する社会もまた歪だろう。寧ろ、被行為者が人権侵害を言い立てるにまで至るその前に（即ち、嫌を表明している段階で）対話や模索が為される社会、また、被行為者が人権侵害を言い立てたその後も対話や模索が為される社会。ハラスメントとの望ましい関係を築いている社会とは、そのような社会ではないだろうか。

尤も、その為のより具体的で実践的な議論は、「原理原則に於いて」(I) という方針を探る本稿（上・下）の範囲を超えるものである。他の論稿に期したい。

参考文献等（本稿（下）で具体的に言及したものに限る）

雑誌

- 1) 岸貴介：「ハラスメントの概念を問い合わせ——嫌がらせと人権侵害という観点から——（上）」、『研究紀要』、第 17 号、星城大学、2017 年、29~41 頁
- 2) 岸貴介：「ハラスメントの原因を問い合わせ——原因の主体と人間の道徳性という観点から——」、『研究紀要』、第 17 号、星城大学、2017 年、15~27 頁
- 3) 岸貴介：「肯定についての試論」、『研究紀要』、第 15 号、星城大学、2015 年、29~41 頁

書籍

- 1) 八木秀次：『反「人権」宣言』、ちくま新書、2001 年
- 2) Immanuel Kant: *Kritik der reinen Vernunft*, hrsg. von Raymund Schmidt, Felix Meiner, Hamburg, 1990. (Philosophische Bibliothek, Bd.37a)

オンライン

⁴¹ 先程（V (4)）は触れなかったが、相手でも自分でもないものであれば、見込めそうに見えるものはある。それは、前稿IVの始めで触れたように、「制度」や「規定」である。但し、それに続けて触れた通り、それらが適切に「運用」されるかどうかはまた別の問題である。のみならず、それらの制定や改定や廃棄が適切に為されるかどうかもまた別の問題である。そのように考えると、それらが比較的見込めそうに見える一方で、それらが見込めるものであるとはやはり必ずしも言えない。

1) 人事院：懲戒処分の指針。（オンライン）、入手先<http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.htm>、（参照 2016-11-13）